

柏原市職員採用資格試験要綱 (保育士)

柏原市職員採用選考委員会

お問い合わせは、下記で取り扱います。

〒582-8555 大阪府柏原市安堂町1番55号
柏原市役所政策推進部人事課

TEL 072-972-1501 (内線2432、2433)
072-971-5196 (直通)

柏原市では、保育士（任期の定めのない正規職員及び育児休業代替任期付職員（育児休業を取得する正規職員の代替として勤務する任期付職員））の採用資格試験を実施します。**なお、採用資格試験の申込時に希望するだけで、両試験を一度に受験することができます。**

1. 募集職種・応募資格

職種	応募資格		採用予定 人数
	免許・資格等	年齢	
保育士 （正規）	保育士資格および幼稚園教諭 免許の両方を有する人、また は平成 30 年 3 月 31 日までに 保育士資格および幼稚園教諭 免許取得見込みの人	昭和 52 年 4 月 2 日以降 に生まれた人	1 名程度
保育士 （育児休業 代替任期 付）	〃	〃	2、3 名程 度

（注意）性別、国籍は問いません。ただし、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ①成年被後見人、被保佐人（民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含む。）
- ②禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ③柏原市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
- ④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

2. 任期

【正規】 平成 30 年 4 月 1 日～

【育児休業代替任期付】 採用日～3 年以内

育児休業代替任期付職員とは

- ・正規職員が育児休業を取得した際に、代替職員として勤務する職員です。勤務条件（勤務時間、休暇、サービス及び給与等）については、任期の定めがある事（3 年以内）及び育児休業ができないことを除き、基本的に正規職員と同様です。
- ・正規職員が育児休業の期間を延長した場合は、任用期間を延長することがあります。また、育児休業の予定期間よりも早く復帰した場合は、当初の任用期間よりも早く退職となる場合があります。

試験に合格された場合、成績は開示されません。

5. 試験申込手続

受付期間：平成30年1月10日（水）～1月26日（金）（消印有効）

※「柏原市職員採用資格試験申込書（保育士）」「受験票」は、柏原市ホームページから取得できます。ホームページから取得する場合は、A4サイズで白無地の用紙を使用して下さい（両面印刷）。

郵送	郵送先	〒582 - 8555 柏原市安堂町1番55号 柏原市役所人事課宛 ※封筒の表に「保育士採用試験申込」と朱書きして下さい。
持参	申込先	柏原市役所人事課（本庁2階）に持参して下さい。 ※受付時間：土を除く8時45分～17時15分
提出書類		①柏原市職員採用資格試験申込書（保育士） ②柏原市職員採用資格試験受験票（保育士） ③卒業・修了証明書または卒業・修了見込証明書 ④資格・免許を証明する書類またはこれらの取得見込みを証明する書類 ⑤第1次試験可否通知発送用定型封筒（長さ235mm×120mm以内、送付先の郵便番号、住所、氏名を明記し、82円切手を貼付） ⑥受験票返信用定型封筒（長さ235mm×120mm以内、送付先の郵便番号、住所、氏名を明記し、392円切手を貼付） ※郵送の場合①～⑥、持参の場合①～⑤を提出してください。 ※H29年度柏原市職員採用資格試験（9月実施）の受験者については、③④の添付不要。

6. 合格から採用まで

【正規】

- （1）合格者は、成績順に採用候補者名簿（登載期間1年間）に登載され、このうちから任命権者が採用を決定します。
- （2）採用は、平成30年4月1日を予定しています。
- （3）採用後は、6ヶ月間の条件付採用期間を経て正式採用となります。
- （4）欠員等の状況によっては、名簿に登載されても採用されない場合があります。

【育児休業代替任期付】

- （1）合格者は、成績順に採用候補者名簿（登載期間3年間）に登載され、このうちから任命権者が正規職員の育児休業の状況に応じて採用を決定します。
- （2）採用は、平成30年4月以降を予定しています（4月1日付での採用は2名の予定）。

- (3) 採用後は、6ヶ月間の条件付採用期間を経て正式採用となります。
- (4) 育児休業取得状況によっては、名簿に登載されても採用されない場合があります。
- (5) 育児休業を取得する正規職員の産前・産後休暇期間に勤務が可能な人については、臨時的任用職員（アルバイト）として採用することがあります。

※ 受験資格がないこと又は申込書記載事項が正しくないことが判明した場合には、合格を取消し、採用されないことがあります。

7. 給与・勤務条件

柏原市職員の給与に関する条例に基づき、下記の給料のほか、期末・勤勉手当、通勤手当、退職手当など各種手当が支給されます。

(初任給)

職 種	初任給（大卒）	初任給（短大卒）
保育士（正規）	185,800円	165,700円
保育士（育児休業代替任期付）	〃	〃

※職歴に応じて加算される場合があります。

※今後の人事給与制度等の改正により、変更されることがあります。

(勤務時間)

午前7時30分～午後7時00分の間で7時間45分のシフト勤務（休憩45分）

(休日等)

日曜日、祝日、年末年始（4週8休、土曜日出勤有り）